

川崎市乳幼児健康診査事務取扱要領

平成28年4月1日

28川ここ福第231号

こども未来局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市乳幼児健康診査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、健康診査事業の実施に際し必要な事務等の取扱い等を定めるものとする。

(各健康診査の帳票等)

第2条 要綱第6条の健康診査に際し必要な帳票である、問診票、健康診査受診票（以下「受診票」という。）、健康診査診査票（以下「診査票」という。）等は、要綱別表2の内容を網羅したものとする。また、帳票の作成にあたっては、公益社団法人川崎市医師会（以下「川崎市医師会」という。）と協議することとする。

2 各健康診査の実施にあたり必要な帳票は、別表のとおりとする。

(通知)

第3条 市は、住民基本台帳から各健康診査の対象者を抽出し、郵送により健康診査の実施を通知するものとする。

(協力医療機関)

第4条 協力医療機関は、川崎市医師会加盟の医師が勤務する医療機関等とし、協力医療機関の登録、廃止等の事務は要綱第3条第2項の受託者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

(協力医療機関の責務)

第5条 協力医療機関は、対象児の保護者が記載する問診票に基づき健康診査を行い、その結果を受診票及び診査票に記載し、診査票は保護者に交付しなければならない。

2 協力医療機関は、健康診査実施後、月毎に受診票をとりまとめ、請求明細書とともに、翌月10日までに所管の区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）に送付するものとする。

3 協力医療機関は、健康診査の結果、精密検診が必要な場合は、精密検診の受診を指導するものとする。なお、この場合は、確実に精密検診が受診されるよう所管の各区役所地域みまもり支援センターと連携を図るものとする。

(各区役所地域みまもり支援センターの事務)

第6条 各区役所地域みまもり支援センターは、協力医療機関から送付された受診票を集計後、速やかにこども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当へ送付する。

2 各区役所地域みまもり支援センターは精密検査受診が必要となった乳幼児の保護者に対して、確実に受診するよう積極的に指導する。

(保健指導の実施)

第7条 健康診査の実施にあたっては、協力医療機関と各区役所地域みまもり支援センターとの連絡を密にし、各区役所地域みまもり支援センターは、必要な保健指導を適宜適切に行うものとする。

(費用の支払い)

第8条 健康診査にかかる費用の支払いは、市から受託者に対して、一括して支払うものとし、その後、受託者は各協力医療機関に対して速やかに支払うものとする。

2 各協力医療機関への支払いに関する手続き等は受託者が行うものとする。

(研修の実施)

第9条 市は、要綱第10条に定める研修は、年2回以上実施するものとし、研修内容は協力医療機関の医師の資質向上に資する内容とし、受託者と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

各健康診査	要領第2条に定める受診に際し必要な帳票の名称及び内容		
	問診票 (市及び医療機関保管)	受診票 (健診結果を記載 市及び 医療機関保管)	診査票 (健診結果を記載 保護者に交付)
3～4か月児 健康診査	問診票1・2	診査票	診査票 ※診査票の写しを保護者 に交付
7か月児 健康診査	問診票	受診票(市保管) 健康診査票Ⅰ・Ⅱ (医療機関保管)	健診票
10か月児フ ォロー健康診 査	フォロー健診のため 問診票無	受診票(市保管) 健康診査票Ⅰ・Ⅱ (医療機関保管)	健診票
1歳6か月児 健康診査	問診票	健康診査票	集団健診のため無
3歳6か月児 健康診査	問診票	健康診査票	集団健診のため無
5歳児 健康診査	問診票1・2	診査票	診査票 ※診査票の写しを保護者 に交付
5歳児 二次検診	二次検診のため問診 票無	二次検診記録票 (市・医療機関保管)	二次検診記録票 ※健診記録票の写しを保 護者に交付